

2019 年度スクールソーシャルワーカー募集案内

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会では、子どもたちの学校不適応行動の改善を図るため、社会福祉や教育の分野に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを県内の小学校に配置しています。つきましては、次のとおりスクールソーシャルワーカーを募集します。

1 職務内容

スクールソーシャルワーカーは配置された小学校を拠点に概ね次の業務を行う

- ・ 配置校における学校不適応児童およびその児童が置かれた環境への働きかけ
- ・ 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ・ 校内チーム体制の構築、支援
- ・ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ・ 教職員等への研修活動
- ・ 学校不適応児童生徒の状況把握
- ・ 配置校のある市町内の小中学校における学校不適応事例に対する助言等
- ・ その他県教育委員会が必要であると認めた職務

2 募集人員

- ・ 12名程度

3 応募資格

- ・ 社会福祉士か精神保健福祉士の資格を有する者、または、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、教育や福祉の分野において活動経験のある者
- ・ 県内小中学校に勤務が可能である者（面接時に通勤可能地域を確認）
- ・ 配置校のある市町内の小中学校等での勤務が必要となるため、自動車等での移動が可能である者
- ・ 地方公務員法第十六条の各号のいずれにも該当しない者

4 勤務条件

- (1) 身分
 - ・ 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の職とする
 - ・ 県および派遣市町職員の身分を併せ持つ
- (2) 任用期間 2019年4月1日（月）～2020年3月31日（火）
※教育委員会が認めた場合は、原則として4回まで更新することができる
- (3) 勤務場所 県内の小学校（配置先は県教育委員会が決定し、通知する）
配置先と同一市町内の小中学校
- (4) 勤務時間
 - ・ 年間勤務時間は200～600時間程度とする
 - ・ 原則として、1日6時間で1週あたり2日の勤務、または、1日6時間で1週あたり1日の勤務とし、曜日等については配置校と相談の上決定する
 - ・ 1日あたり7時間を超える勤務はできない
 - ・ 1週あたり28時間を超える勤務はできない

- (5) 職名 滋賀県スクールソーシャルワーカー
- (6) 報酬 1時間あたり3,500円
- (7) 支払方法 指定される銀行口座等に振り込み(勤務翌月の末日まで)
- (8) 交通費 規定により支給
- (9) 社会保険等 健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法の定めるところによる
- (10) 休暇 年次有給休暇は、任用日から起算して6箇月継続勤務し、全労働日の8割以上を出勤していれば、7箇月から定められた日数を付与する
- (11) 災害補償 労働者災害補償保険法の定めるところによる

5 応募方法

- ・応募を希望される場合は、2019年1月30日(水)までに下記応募先に電話にて応募することとする(月曜日～金曜日の8時30分～17時15分〈ただし、祝日は除く〉)

6 選考日程等

- ・選考方法 個人面接及び書類選考
(ホームページよりダウンロードした履歴書に必要事項を記入したものと、資格等を持っている者はそれを証明するもの(コピー可)を当日持参すること)
- ・選考日時 2019年2月6日(水)、7日(木)、8日(金)
9時30分～12時および13時30分～16時30分
※上記日時から相談のうえ、決定する
- ・選考場所 滋賀県庁4階連絡通路4A会議室
(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号)
- ・合否発表 2019年2月20日(水)ごろまでに郵送にて発送する

7 留意事項

- ・合格者には、勤務開始日前に健康診断書の提出を求める
- ・合格者には、勤務開始日前に研修会を予定(4月上旬 詳細は後日連絡)

問合せ先・応募先

滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課 生徒指導・いじめ対策支援室

担当 鹿取(かとり)

所在地 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館6階

電話 077-528-4668

※2019年度予算確定前であるため、勤務時間等については今後変更になる場合もありますので御了承ください。